

質 疑 応 答 書

業務名 令和4年度中堅職員研修（班別研修）実施業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書 1 頁 及び 2 頁	講師が登壇して行う対面式での研修が困難となり、仮にオンラインにて研修を実施する場合、仕様書 2 頁「8 研修運営教材等」のとおり、スクリーン及びプロジェクターの用意はある記載だが、受講者側の P C を用意することは可能か。	講師が遠隔の地から講義を行い、受講生が研修センターの各研修室に集合し、スクリーンに投影されたその講義を視聴するという前提において、当該研修室に P C (Windows10) を 1 台ずつ用意することは可能。 なお、講師のみならず受講生も参集できないような状況の場合は、上記形態での研修が実施できないことはもちろん、各受講生が自己の P C を用意した上での W E B 会議システムによるライブ研修の実施も困難であると承知されたい。
2	仕様書 2 頁 9 項	「9 研修教材」について、研修教材を二次利用する旨が記載されているが、二次利用の目的に組織内部での同資料を使用して研修をすることが想定としてあるか。	お見込みのとおり。 なお、研修教材の二次利用については、専ら、研修生の所属組織内での報告及び復習に用いられることを想定。

3	同上	研修教材に関しての二次利用の使用を制限する旨（期限・用途）の締結は可能か。尚、別途覚書等の締結が可能な場合の希望内容として、利用期限は研修終了日から2週間、用途は受講者の所属組織内で研修の報告及び、復習を目的とした用途に制限するものとする。	不可。 なお、研修教材の二次利用については、仕様書の9及び番号2の回答欄に記載したとおり。
4	仕様書2頁10項	未履行の業務等に係る費用に関して広島市では負担しないと記載があるが、実施費以外の「講師の交通宿泊費」「オンラインの場合は講師の登壇する会場費やオンライン研修用のPC機材レンタル費」等の実費分に関しても広島市の負担がないのか。	仕様書の10（1）は、基本的には、近年見られる新型コロナウイルス感染症のまん延により、本市の区域が緊急事態措置等を実施すべき区域となったような場合を想定しているところ、そのような場合は、事前に研修の延期等を伝えるため、講師の交通宿泊費は発生しないと考える。 もっとも、研修の前日に講師が来広し、宿泊しているような場合において、地震など自然災害により研修が急きょ延期又は中止となった場合は、適切な旅費相当額を負担する。 なお、「未履行の業務等に係る費用」には、各社所定のキャンセル料も含まれていることを、念のため、申し添える。 また、番号1のようなオンライン研修に研修の実施方法を変更した場合において、講義を行うための

			会場の借上経費、P C 機材のレンタル費用その他の経費について、本市は別に負担しない。
--	--	--	---

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。